

## アダム・スミスにおける公正と効率

新 村 聡

### I はじめに——共感と効用

スミスの道徳哲学において、「公正 (equity, 形容詞は equitable, fair)」は、「公平な観察者 (impartial spectator)」の「共感 (sympathy)」によって判断される。また、スミスは「効率 (efficiency)」という語を使用していないが、『国富論』における「公共の効用 (public utility)」ないし社会の利益についての考察では、主として生産の効率が考えられている。したがってスミスにおける公正と効率の問題は、共感と効用の関連を検討することによって明らかとなるであろう。以下、第I節で『道徳感情論』における共感と効用の関連を検討し、第II節では『国富論』における自由と富裕の関係 (公正と効率の両立) を、第III節では『国富論草稿』に示された文明社会における不平等と富裕の関係 (公正と効率のトレード・オフ) を、そして第IV節ではスミスの文明社会のヴィジョンにおける公正と富裕の関係 (公正と効率の両立) を考察する。

スミスは、『道徳感情論』において、人間が正義を判断する能力には、①公平な観察者の共感と、②公共の効用ないし社会の利益の考察の二つがあると考えた。いずれの能力も神によって人間本性に与えられたものであり、神は両者の判断が基本的に一致するように人間本性を創造したのである (Cf. TMS, 77/120)<sup>(1)</sup>。人間は、日常、正義の公共の効用について考慮することはなく、共感だけで正義を判断する。しかし共感と効用とは一致するはずであ

るから、国家は、公平な観察者が共感し是認する処罰だけを行えば、あとは人々を自由に放任しても、意図せざる結果として公共の効用が実現するはずなのである<sup>(2)</sup>。

スミスは、人々が日常は共感だけで正義を判断するにもかかわらず、ときには正義の公共的効用を顧慮することが必要である場合として、次の3つをあげている。第1は、「処罰の適正と適切さについての自然的感覚を、処罰が社会の秩序を維持するためにいかに必要であるかを反省することによって確認する」(TMS, 88/138) 場合である。スミスはその例として、人々が犯罪者に対する同情心から処罰を免れさせようという気持ちになったときに、社会の利害についての考察によって処罰の必要性を再確認する場合をあげている。第2は、自然的な正義感が十分ではないように思われる人々を説得する場合、第3は、特定の被害者がいないために共感による正義の判断ができない場合である。

共感と効用は基本的に一致する。しかしもし両者が一致しない場合にはどちらが優先されるべきであるとスミスは考えたのであろうか。かれは3つの可能性を考えていたように思われる。第1は、公共の効用の判断が誤っており、共感による判断に従うべき場合である。スミスは、公共の効用に関する人間の判断は非常に誤りやすいと考えていた。公共の効用は一般に抽象的であって人間の有限な理性では正しく認識することが容易ではなく、しかもその判断は慣習や階級利害によって歪められがちだからである。スミスは「哲学者の学説が、既存の慣習に引きずられて……おそるべき悪習を非難する代

- 
- (1) アダム・スミスの著作からの引用と参照にはグラスゴウ版のページ数を記し、さらに『道徳感情論』には水田洋訳のページ数を、『国富論』にはキャンナン版の原書ページ数を付記する。
- (2) スミスにおける共感と効用の関連について、詳しくは、拙稿「アダム・スミスにおける自由と統治」平井・深貝編『市場社会の検証』(ミネルヴァ書房, 1993年), 拙著『経済学の成立』(御茶の水書房, 1994年)とくに第6, 10章を参照。

わりに、公共の効用に関するたいへんこじつけた考察によってそれを支持した」(TMS, 210/322-3)ことや、地主や農業者たちが「商人や製造業者に騒ぎ立てられたり、詭弁にのせられたりして、社会の一部の者しかも依存的な一部の者の私的利益が社会全体の一般的利益であるとやすやすと思ひこまされてしまう」(WN, 144/I, 129, Cf. WN, 267/I, 249-50)ことについて語っている。スミスの見解を敷衍して言えば、公正と効率とは本来一致するはずであって、両者のトレード・オフが主張される場合には、効率に関する見解が誤っていないか、慣習や特定階級の利害によって歪められていないかを慎重に吟味すべきであるということになるであろう。

共感と効用とが一致しない第2の場合は、共感の判断が適正ではなく効用の判断によって是正されなければならない場合である。すでに述べたように、スミスは、人々が犯罪者に対する同情によって処罰を免れさせようとする場合や、自然的正義感を持たない人々を説得する場合に、公共の効用の判断が優先されると述べている。

第3は、共感と効用のどちらの判断も誤っておらず、しかも両者が一致しない場合、つまり共感と効用のトレード・オフが本当に存在する場合である。この場合に、スミスは、共感よりも公共の効用が優先されるべきであると考えていたように思われる。スミスの見解では、公共の効用すなわち人類の保存と繁栄とは本来神の意図であるのに対して、共感とは神が人間に与えた能力にすぎないからである (Cf. TMS, 77/120)。

## II 自由と富裕——公正と効率の両立

一般に共感と効用が一致し、共感による正義の判断に基づく人々の行為が、意図せざる結果として公共の効用を実現しているのならば、その過程を理論的に認識することは、共感による判断の正しさを理論的に確認する手段になる。スミスは、『国富論』1-2編において、平等な自由と権利が保障さ

れば、意図せざる結果として公共の効用（国民の富裕）が実現されることを論証し、それを通じて、公平な観察者の共感に支持される自由と権利の正当性を公共の効用の考察によって確認している。すなわち『国富論』第1編では、平等な自由と権利が保障されれば、人間本性にある交換性向と自愛心によって交換と分業が発展し、労働生産力が増大して全般的富裕が実現されること、また第2編では自由と安全のもとで人々の貯蓄本能によって資本が蓄積されもっとも効率的な分野に投下されて急速な資本蓄積が達成されることが示されている。

また、人々が共感しない不公正な政策や制度が、結果として公共の利益の実現を妨げていることを論証するならば、そのことは不公正な政策に対する自然的正義感による批判を理論的に確証することになる。スミスは『国富論』第1編第10章で、機会均等を妨げる行政として、同業組合、徒弟条例、都市の商工業優遇政策、定住法などを列挙している。これらの政策や制度は機会均等を妨げて競争を抑制し、賃金と利潤に重大な不平等をもたらす点で不公正であり（Cf. WN, 135/I, 120）、もっとも効率的な資本配分を妨げて資本蓄積を遅らせる点で非効率で公共の利益に反するものであった。『国富論』第4編では、特定産業を規制したり優遇したりする不平等かつ不公正な重商主義政策が、結果的にもっとも効率的な資本配分を妨げ、資本蓄積と生産力の発展を遅らせることによって公共の利益を犠牲にしていることを示して批判している。

### Ⅲ 文明社会における不平等と富裕——公正と効率のトレード・オフ

公正と効率をめぐる最大の問題は、分配の不平等と効率・富裕との関連である。以下では、文明社会の不平等をめぐるロック、ヒューム、ルソーの見解を概観したあと、スミスの見解について考察する。

ロックは、いわゆる労働所有論によって、労働は果実を生み出すと同時にその果実に対する所有権を生み出すと主張した。「勤労の程度がそれぞれ異なることによって、人々はそれぞれ異なった割合の所有物を持つことになりがちであった」（『市民政府論』第48節）というロックの見解は、財産の不平等は勤労の結果だから公正であるという不平等正当化論を含意しており、この見解はロック以後の思想家に継承されていく。

ヒュームは、『道徳原理の研究』（1751年）において、古典的ともいえる不平等擁護論を主張した。ヒュームは、不平等な分配によって「富者に追加するよりも多くの満足を貧者から奪う」こと、したがって一定量の富を消費する場合には平等な分配こそ社会の最大量の満足を實現する方法であることを認める。それにもかかわらずヒュームは、完全な平等は「人間社会にとって極度に有害である」と主張する。「財産をいかに平等にしようとも、人々の異なった程度の技術（art）、配慮（care）、および勤労（industry）は、直ちにその平等を打ち砕くであろう。また、もし諸君がこれらの徳を抑制するならば、諸君は、社会をもっとも極端な窮乏に陥れる。そして少数の人々の欠乏や極貧を防止する代わりに、社会全体の欠乏と極貧を不可避とするのである。」（Hume, *Principles of Morals*, Selby-Bigge ed., pp. 193-4 / 渡部訳 32-3 ページ）このように、ヒュームは、財産の不平等は勤労の結果であるから不平等の維持は勤労を促進するという理由によって、文明社会の不平等を擁護するのである。

これに対して文明社会における不平等を真っ向から批判したのが、ルソーの『不平等起源論』（1755年）であった。ルソーは、かつての自然状態のもとでは労働と才能の差から財産の不平等が生じたことを認める。しかしかれが強調するのは、文明社会における現実の不平等は勤労の結果ではなく、強者が力によって弱者の財産を横領・強奪したことに由来するということであった（『人間不平等起源論』第2部）。ロックやヒュームの私的所有正当化論＝不平等擁護論は、私有財産の所有者が同時に勤労の主体でもあるような独立

生産者の社会を暗黙の前提として、その上で、勤労に比例する財産の不平等は公正であり、かつ勤労を促進するから効率的であると主張するものであった。しかし財産所有者と勤労主体とが分離する階級社会（封建社会であれ資本主義社会であれ）では、この理論は有効性を失う。財産の不平等が勤労の結果でないならば、不平等を維持することは公正でもなければ勤労を促進する効果も持たないはずだからである。ルソーの批判はこの点を鋭く突くものであった。

スミスもまた、ルソーと同様に、文明社会の現実の不平等が勤労と才能に由来するものではないことを認めた。かつて内田義彦が『経済学の生誕』でスミスの市民社会観を示すものとして注目したように、スミスは『国富論草稿』において、文明社会における財産の不平等が勤労に反比例することを、次のようにはっきりと述べている。

「巨大な社会の労働の生産物には、公正 (fair) かつ平等 (equal) な分配のようなものはまったく存在していない。10万家族の社会には、まったく労働しない100家族がおそらく存在しており、かれらは暴力により、あるいはそれよりも秩序ある法の抑圧により、その社会にいる他のどんな1万家族が使用するよりも多くの部分の社会の労働を使用する。この莫大な使い込みのあとに残されたものの分配も、決して各個人の労働に比例しない。反対に、もっとも多く労働するものももっとも少なく得る。ぜいたくや娯楽に自分の時間の大部分をついやしている富裕な商人は、かれの取引の利潤のうち、その仕事をするすべての店員や会計係よりもはるかに多くの分け前を享受している。……労働者は、大地や四季を戦いの相手としている人々であり、共同社会の中の他のすべての人々がぜいたくをするための原料を提供し、いわば人間社会の全組織をその双肩に担っているにもかかわらず、その重荷によって大地におしひしがれて、建物の最下層に忘れ去られている。これほど圧倒的な不平等 (inequality) の中で、文明社会の最下層でもっとも軽蔑されている成員たちでさえ、もっとも尊敬されもっとも活動的な未開人が到達しうる

ものと比べてすぐれた豊富さと潤沢さを普通に享受している事実をどのように説明したらよいだろうか」(ED, 563-4)

スミスはこのように述べたあと、分業による労働生産力の上昇が、文明社会の全般的富裕を実現したことを明らかにしている。ルソーは、平等・公正な未開社会と対比して、不平等・不公正な文明社会を批判した。それに対してスミスは、平等・公正と効率の間にはトレード・オフの関係があること、すなわち未開社会は平等・公正であるにもかかわらず非効率であるのに対して、文明社会は不平等・不公正であるにもかかわらず効率的であることを示して、ルソーが批判した文明社会の不平等・不公正を効率の観点から擁護したのである。同じ文明社会における不平等の擁護論でありながら、ロックやヒュームの理論が勤労と所有とが比例する独立生産者社会を前提とした公正と効率の両立論であるのに対して、スミスの理論は勤労と所有とが反比例する階級社会を前提とした公正と効率のトレード・オフの理論であり、その性格を大きく異にしていた。

スミスは、すでに『法学講義』と『国富論草稿』の段階において、文明社会をたんなる独立生産者の社会ではなく資本主義社会として把握し始めていた。スミスは、文明社会が土地所有と資本所有を前提としていること、文明社会における所得の極端な不平等は労働報酬の差ではなく、地代・利潤・利子などの財産所得＝不労所得と賃金との差に由来することを認識していた。大地主や大商人が富裕なのは、労働貧民に比べてより多く勤労するからではなく、地代・利潤・利子などの不労所得があるからにはかならない。所有主体と勤労主体が同一で所得がすべて労働の報酬である独立生産者社会では、財産の不平等を勤労の結果であり勤労を促進するという理由から正当化できた。しかし地代や利潤のように勤労に由来しない所得が社会の所得の大きな割合を占める階級社会では、財産の不平等を、勤労の結果としてもまた勤労を促進する原因としても正当化することはできないのである。ロックやヒュームの理論では、もはやまったく不十分であった。

ここにこそスミスの理論的課題が存する。スミスは、労働者と財産所有者とが階級として分離し、勤労所得としての賃金だけでなく財産所得＝不労所得としての利潤・地代が存在するような階級社会としての資本主義社会において、なおかつ財産の不平等を正当化する理論を構築しようとするのである。スミスが、『国富論草稿』や『法学講義』で端緒的に論じ、『国富論』で完成させた分業と資本蓄積の理論は、資本主義的市場経済の全機構を分析することによってこの理論課題に応えるものであった。資本所有と土地所有は必ずしも勤労の結果ではないし、利潤・利子・地代は勤労の報酬ではない。それにもかかわらず、これらの存在を前提とした資本主義経済のもとで、資本が蓄積されて配分され、生産的労働者が雇用され、分業によって労働生産力が上昇する。資本所有と土地所有も、また不労所得としての地代・利潤も、労働者の分業労働が効率的に遂行される経済システムにとって不可欠の前提となっている。スミスは、生産力の理論的認識を、労働者の勤労意欲の刺激という個人的・主体的な生産力把握から、資本の蓄積と効率的配分および生産的労働者の企業内・社会的分業という社会的・客観的な生産力把握へと深化させることによって、勤労と所有が反比例する不平等・不公正な分配のもとで高い生産効率と全般的富裕が生み出されるメカニズムを明らかにしたのである。

#### Ⅳ 文明社会のヴィジョン——公正と効率の両立

『法学講義』や『国富論草稿』に示されたスミスの文明社会認識は、その後『国富論』においてどのように変化しただろうか。かつて内田義彦は、『国富論草稿』と『国富論』との間に理論的な飛躍がある一方で、不平等にもかかわらず富裕な社会という「市民社会の表象的把握と分析視角」は「まったく変わらない（あるいは深化され保持されている）」と解釈した（『増補 経済学の生誕』未来社、196ページ）。たしかに『国富論』では、上述のよう



に、勤労と反比例する所有の不平等のもとで全般的富裕が実現するメカニズムが『国富論草稿』よりもいっそう理論的に深化した形で分析されている。しかしそれと同時に、『国富論』には、内田が注目しなかった公正と効率の両立する文明社会の新たなヴィジョンが示されているように思われる。以下では、その点を、高賃金の経済論、利潤率・利子率低下論、土地所有の細分化論、の順に見ていきたい。

スミスは、労働者の高賃金が公正であり、かつ社会の利益（公共の効用）にも一致すると考えていた。かれは、18世紀のイングランドにおける実質賃金の上昇について述べたあと、高賃金が公正である理由として、「社会全体を食べさせ、着せ、住まわせる人々が、自分たち自身の労働の生産物から、自分たち自身もかなりよく食べたり、着たり、住んだりできるだけの分け前を得るということは、まったく公正（equity）なのである」（WN, 96/I, 80）と述べている。スミスは、勤労と所得が比例することは公正であるというロック以来の理論を、ここで労働者個人にではなく労働者階級全体に適用している。

またスミスは、高賃金が社会にとって利益であることを強調した。それは「社会の大部分の境遇を改善することが、全体にとって不利益と見なされうるはずがない」（ibid.）という理由に加えて、高賃金が勤労を促進するからでもあった。「労働賃金は勤労を刺激し、勤労は、人間の他の性質と同じように受ける刺激に比例して向上する。豊富な生活資料は労働者の体力を増進し、さらに、自分の境遇を改善して晩年にはおそらく安楽かつ豊かに暮らしているであろうという快適な希望は、労働者を鼓舞してその力を最大限に発揮させる。」（WN, 99/I, 83）スミスは、勤労に比例する所得が勤労を刺激するというヒュームの理論を、独立生産者の報酬にではなく資本に雇用された労働者の賃金に適用したのである。

資本の急速な蓄積は、賃金を上昇させることによって労働者を勤勉にするだけではない。スミスは、資本蓄積にともなって資本が収入よりも急速に増

加し、その結果、資本によって雇用される勤勉な生産的労働者が、収入によって雇用される怠惰な不生産的労働者よりも増加して、人々はますます勤勉になっていくと考えていた (Cf. WN, 335/I, 318 ff.)。

次に注目したいのは、『国富論』における利潤認識に二つの側面があることである。スミスは一方で、利潤が賃金から峻別されるべきこと、利潤は資本の大きさに比例することが期待される所得であり、資本家による監督・指揮労働の賃金ではないことを強調した (Cf. WN, 66/I, 50)。しかし他方では、利潤が資本家の生産的な努力の結果であり、それゆえ資本家の生産的努力の誘因になると考えていた。「多数の労働者を雇用する資財の所有者は、自分自身の利益のために、可能な限り最多量の産物を生産しようように、仕事を適当に分割し配分しようとする必然的に努力する。同じ理由から、かれは自分か労働者かのどちらかが考え及ぶ最善の機械類を労働者に供給しようとするのである。」(WN, 104/I, 88)

またスミスは、資本蓄積にともなう競争の増大と賃金の上昇によって、利潤率が低下し、利子率はいっそう急速に低下すると予想した (Cf. WN, 114/I, 99)。その結果、やがて到達するのは次のような社会である。

「富の全量を獲得してしまい、事業のあらゆる個々の部門にそこに投下しうる最大量の資財がある国では、通常の純利潤率は非常に低いであろうし、そこから支払われうる普通の市場利子率も非常に低くて、まさにもっとも富裕な人々以外のだれにとっても、貨幣の利子で暮らしを立てることは不可能となるであろう。小財産や中財産を持つすべての人々は、自分の資財の使用を自分自身で管理せざるをえなくなるであろう。ほとんどすべての人が事業家 (a man of business) になるか、またはある種の事業に従事することが必要になるであろう。オランダ州はこの状態に近づきつつあるように思われる。」(WN, 113/I, 206)

利子率の低下とともに、資本所有者の中で、自らは労働しない利子生活者は減少していき、勤勉に資本を使用する事業家が大多数を占めるようにな

る、とスミスは予想した。

最後に、土地所有の変化について見よう。スミスは、大地主が一般に怠惰であること、「地主は、三つの階級の中で、その収入が、かれらに労働も配慮（care）も費やさせることなくいわばひとりでにかれら自身のどんな計画や企図とも無関係に入ってくる唯一の階級である」（WN, 265/I, 248）ことを強調した。しかし長子相続法や限嗣相続法が撤廃されて均分相続が行われるようになれば、土地は細分化され、怠惰な大地主は改良に努力する小土地所有者に代わられていく。「小土地所有者は、自分の小さな土地のあらゆる部分を知っており、財産とくに小財産が自然にかきたてる愛着をもってそれを見、そのために、それを耕作するだけでなく飾りたてることも楽しむのであって、一般にすべての改良家の中で、もっとも勤勉でもっとも賢明でもっとも成功的な改良家なのである。」（WN, 423/I, 390）

スミスは、『国富論草稿』に示されたような、労働しない地主・資本所有者と勤勉な労働者という対比を『国富論』ではもはや行わない。怠惰か勤勉かという区別と階級の区別とは一致しないからである。労働者・資本家・地主のいずれの階級にも、怠惰な人々と勤勉な人々がいる。一方には怠惰な生産的労働者・利子生活者・大地主がおり、他方には勤勉な生産的労働者・事業家・小土地所有者がいる。そして、長子相続法や限嗣相続法が撤廃され、資本蓄積が急速に進行していく社会では、いずれの階級においても、怠惰な人々が減少し勤勉な人々が増加していく。文明社会が向かいつつあるのは、怠惰な生産的労働者・利子生活者・大地主が減少し、高賃金で勤勉に働く生産的労働者・低い利潤率のもとで経営努力にいそしむ事業家・土地改良に努力する小土地所有者からなる社会、ほとんどのすべての社会成員が生産的に努力してそれに比例する所得を得つつ、同時に資本蓄積がもたらす工場内および社会的分業の進展によって、生産における高い効率と社会全体の豊かな分配が実現する社会なのである。

未開社会は公正・平等ではあっても非効率な社会であり、また資本蓄積を

十分に達成していないこれまでの文明社会は効率的ではあっても不公正・不平等な社会であった。そのいずれもが、公正と効率のトレード・オフをまぬがれなかった。しかしスミスがいまようやく実現しつつあると考える高度に発展した文明社会は、生産的な努力と所得とが比例する公正な分配と、資本蓄積と分業による高い生産効率とをともに実現する社会、すなわち人類の歴史に初めて登場する公正と効率とが両立する社会なのである。それはまた、ロックやヒュームが擁護した勤労と所得とが比例する公正な分配を、土地所有と資本所有を前提とした資本主義的市場経済の高い生産効率の上に実現する社会でもあった。

しかし、スミスのこの楽観的予想は実現しなかった。産業革命の進行によって生み出されたのは、むしろいっそう不公正で不平等な社会であった。スミスの予想とは異なり、資本蓄積の進行によって公正と効率とが両立する社会が自動的に実現するわけではないことが明らかになったとき、人々は二つの道に分かれることになった。一方は、公正と効率のトレード・オフをやむを得ないものと考えて不公正と不平等を受け入れるように説く人々、他方は公正と効率が両立する社会を実現するために土地や資本の所有制度の改革が必要であるとする人々である。これが19世紀の社会思想における基本的な対立軸となっていく。

付記：

(1) 本稿は、1997年11月に開催された経済学史学会第60回全国大会（福井県立大学）におけるフォーラム「経済学史における公正と効率」で報告したものである。このフォーラムでは、他に、御崎加代子氏（滋賀大学）が「ワルラスにおける公正と効率」（御崎加代子『ワルラスの経済思想』名古屋大学出版会、1998年、終章）を、また杉浦克己氏（帝京大学）が「マルクスにおける公正と効率」（『東京経大会誌』第207号、1998年）を報告し、馬渡尚憲氏（東北大学）がコメントをしてくださった。

他の報告者、コメンテーターおよび当日会場で貴重な意見を述べて下さった会員諸氏に感謝申し上げたい。

(2) フォーラムを準備する過程で、経済学史学会のメーリング・リスト (<http://society>.)

cpm. ehime-u. ac. jp/shet/network/netj.html) 上で、池尾愛子氏からフォーラムの趣旨について御質問があり新村が回答した。この質疑応答については、メーリング・リストの保存ファイルを参照のこと。関連するのは、shet 0463, 0466, 0470, 0475, 0484, 0485である (1997年4月22日～5月5日)。

- (3) 参考までに、フォーラム「経済学史における公正と効率」における「趣旨説明」(新村執筆)を以下に付記する。

このフォーラムは、スミス、マルクス、ワルラスの3人が「公正 (fairness, equity)」と「効率 (efficiency)」の関係をどのように考えたかを比較検討することをテーマとしている。

近年、公正と効率の関連がしばしば問われるようになった。その背景には、70年代末から英米圏を中心に世界的影響力をもつに至ったいわゆる新自由主義の主張がある。新自由主義は、社会保障などの所得再分配による平等主義的政策が、労働と投資のインセンティブを弱め経済効率を引き下げると主張し、そのことを「公正と効率のトレード・オフ」または「平等と効率のトレード・オフ」と表現した。他方、この新自由主義の政策を批判する人々は、「公正と効率の両立」を主張する (杉浦報告の Boles & Gintis 論文を参照)。後者の見解によれば、社会的公正を実現する平等主義的政策は、需要サイドにおいて総需要を拡大する効果をもち、また供給サイドにおいて、社会的緊張を緩和して秩序維持コストを減少させ、社会的協調と信頼の水準を高め、さらにインセンティブを強化することによって効率を高める効果を持つ。公正と効率の関係についてこのようにトレード・オフと両立という2つの見解が対立するのは、資本主義的市場経済の中にそれぞれの見解の根拠となるような2つの側面が存在していることによる。

経済学の歴史において、公正と効率の関係は、さまざまな形でくりかえし問われてきた。以下では、スミス、マルクス、ワルラスの3人が、公正と効率の関係についてどのように考えたかを比較検討することにした。時代背景も用語も同じではなかったにもかかわらず、3人には共通の問題把握が存在していた。

スミスとワルラスは、自由競争のスタートラインにおける機会の均等 (平等) と、競争における労働や努力 (の不平等) の結果としての所得の不平等とはいずれも公正であり、この自由競争によってもっとも効率的な生産が実現すると考えた。この点で公正と効率は一致していた。

スミスとワルラスそしてマルクスにとっての最大の問題は、土地所有および資本所有における不平等とその結果としての所得の不平等にあった。この不平等は労働に比例しない点で不公正であるにもかかわらず、そのもとで資本主義の効率的な生産が実現しており、そこに公正と効率のトレード・オフが存在していたからである。スミス、マルクス、ワルラスの3人は、このトレード・オフをどうしたら解決できるか、そして公正と効率が両立する社会をどうしたら実現できるかを、かれらの経済学研究の中で考えぬいた。3人が到達した結論はどのようなものであり、その結論はその後の歴史過程の中でどのような審判を受けることになったかを、これから見ていくことにしたい。

## Equity and Efficiency in Adam Smith

Satoshi Niimura

This paper examined whether Adam Smith thought equity and efficiency were compatible or incompatible in the civilized society. In terms of this issue this paper considered the relationship between sympathy and utility in *Theory of Moral Sentiments*, that between inequality and opulence in *Draft of Wealth of Nations*, and that between liberty and wealth in *Wealth of Nations*.